

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令等について

平成 17 年 6 月
環 境 省

1 背景及び概要

廃棄物の海洋投棄の規制を強化するロンドン条約 96 年議定書の締結に向け、昨年 5 月 19 日に、廃棄物海洋投入処分の許可制度の導入を主な柱とする「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律」（平成十六年法律第四十八号。以下「改正法」という。）が公布された。

改正法を施行するため、

① 同法の施行期日を定める政令を制定

② 「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令」（昭和四十六年政令第二百一号。）について、所要の改正を実施

したところ。

いずれも、去る 6 月 10 日に公布された。

2 政令の内容

① 「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」について

改正法は、「公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日」から施行することとされていることから、改正法の施行期日を平成 19 年 4 月 1 日とした（一部規定については、平成 18 年 10 月 1 日から施行）。

② 「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」について

① 海域において排出することのできる水底土砂の基準^{*1}を設定した。

② 改正法において、海洋施設からの廃棄物海洋投入処分の許可等及び海洋施設廃棄の許可等の手続については、船舶からの廃棄物海洋投入処分の許可等に関する規定を準用することとし、技術的読替を政令において行うこととされていることから、読替に関する規定を整備した。

③ その他改正法の施行に伴う所要の規定の整理を実施した。

（※ 改正法の施行（平成 19 年 4 月 1 日）と同時に施行。）

*1 水底土砂＝港湾のしゅんせつ工事などで発生する土砂。水銀、鉛、カドミウム、ヒ素等の有害物質を一定以上含むものについて、海域への排出を禁止する。

(参考) 改正海洋汚染防止法の概要

平成 15 年 12 月 22 日付け中央環境審議会答申（「今後の廃棄物の海洋投入処分等の在り方について」）を踏まえ、以下の改正がなされた。

第 1 船舶からの廃棄物海洋投入処分の許可等

- 1 次の廃棄物を海洋投入処分する場合、環境大臣の許可を要することとする。
 - ① 廃棄物処理法施行令に規定する一定の廃棄物
 - ② 水底土砂で政令で定める基準に適合するものなお、海洋投入処分の許可申請に当たっては、海洋環境に及ぼす影響の事前評価の結果を記載した書類等を添付しなければならない。
- 2 船舶から廃棄物を実際に排出しようとする者は、当該廃棄物の船舶への積込み前に、海上保安庁長官の確認を受けなければならないこととする。

第 2 海洋施設からの廃棄物海洋投入処分の許可等

廃棄物を海洋施設から海洋投入処分する場合、環境大臣の許可を要することとする（許可手続は第 1 の規定を準用し、政令で技術的な読替）

第 3 海洋施設の廃棄の許可等

海洋施設を海洋において廃棄する場合、環境大臣の許可を要することとする（許可手続は第 1 の規定を準用し、政令で技術的な読替）

第 4 船舶又は海洋施設における油、有害液体物質及び廃棄物の焼却の規制

陸上起因の油等の焼却を禁止する。

第 5 その他

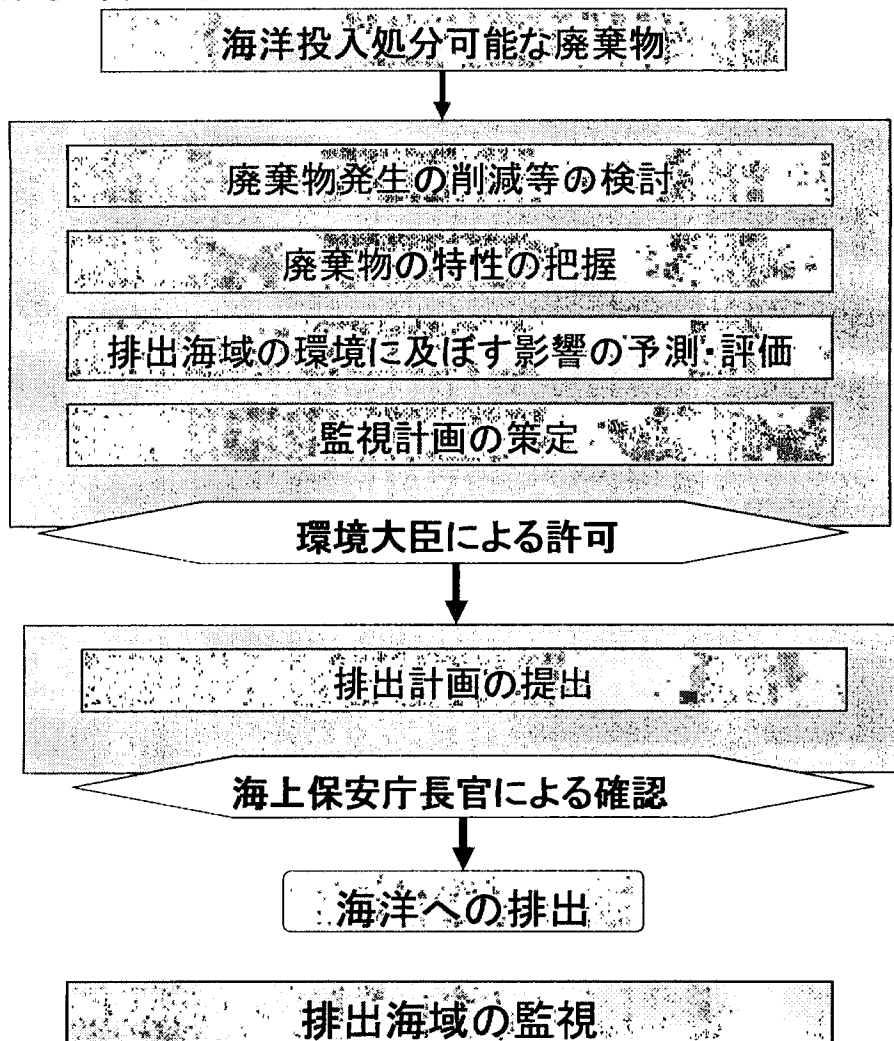
施行期日は、公布の日から 3 年以内の政令で定める日からとする（一部規定については、2 年 6 ヶ月以内の政令で定める日）

改正海洋汚染防止法の概要

(1) 海洋投入処分許可制度の創設

陸上で発生した廃棄物を海洋投入処分する場合には、その処分の実施計画についての環境大臣の許可及び排出の際の海上保安庁長官の確認を義務付ける。

<許可・確認の流れ>



(2) 廃棄物の洋上焼却禁止

陸上で発生した廃棄物の洋上での焼却を禁止する。